年　　月　　日

　様

　舟橋村長

富山県移住支援事業に係る移住支援金の交付決定通知書

富山県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業実施要領の規定に基づき、以下のとおり移住支援金を交付することを決定しましたのでお知らせいたします。

移住支援金　　　　　　　　　　円

○振込予定日　　　　　年　　月　　日

※指定の振込口座に入金されるまでに、数日かかる場合がございます。ご了承ください。

※移住支援金は、ご登録いただいた以下の口座に振り込みます。

　振込先金融機関名：

　振込先口座番号（下３桁）：

　振込先口座名義：

（備考）

１　舟橋村は、富山県移住支援事業・マッチング支援事業実施要領の規定に基づき、以下の場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。

・申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額

・申請日から３年未満に富山県外の市区町村に転出した場合：全額

・申請日から１年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額

・富山県起業支援事業実施要領に基づく交付決定を取り消された場合：全額

　・申請日から３年以上５年以内に富山県外の市区町村に転出した場合：半額

２　舟橋村は、富山県移住支援事業・マッチング支援事業実施要領の規定に基づき、富山県移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考１に定める返還請求を行う場合があります。